

2023年1月号

(2023年1月17日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

2023年の主な法改正等

新年あけましておめでとうございます。泉州経営協会では、今年から代表者が静真理になりました。どうぞよろしくお願いたします。今回は、今年の主な法改正や動向をチェックしていきたいと思ひます。今年もよろしくお願いたします。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆2023年の主な法改正や動向

①中小企業でも月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%に引上

大企業ではすでに適用済みの月60時間超の時間外労働の割増賃金率50%について、中小企業では適用が猶予されておりましたが、2023年4月から企業規模を問わず適用されることとなります。

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することもできます。厚生労働省：<<https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>>抜粋

(2023年4月1日から)

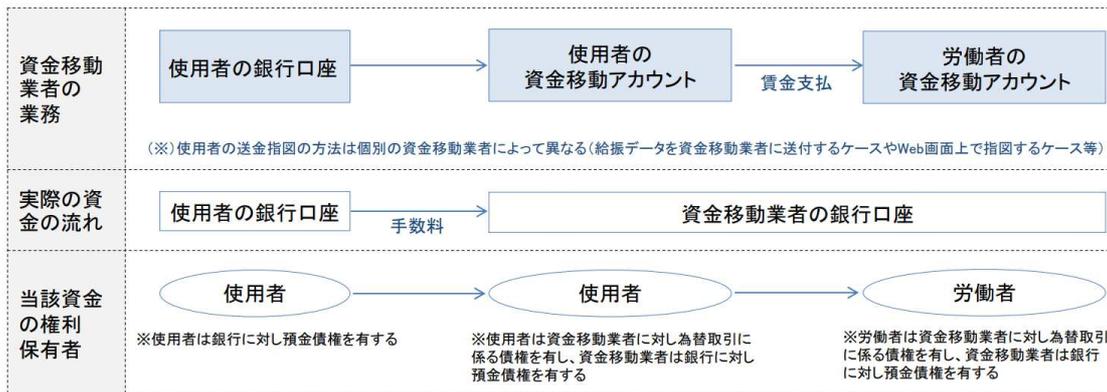
月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

②賃金のデジタル払いが可能に

2023年4月から、労働者の同意を得て、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への資金移動による賃金の支払が可能になります。

【使用者が労働者の資金移動アカウントに賃金(の一部)を支払う場合のイメージ(例)】



厚生労働省：<<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001005118.pdf?fsi=W9claLUH&fsi=W9claLUH>>抜粋

③育児休業取得状況の公表義務化(従業員数1,000超の企業が対象)

2023年4月から従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得状況の公表(年1回)が義務付けられます。

④出産育児一時金の支給額引上(予定)

出産育児一時金の支給額引上等の医療保険制度改革案が厚生労働省の社会保障審議会です承されました。出産育児一時金は現行42万円(産科医療補償制度の対象とならない出産の場合40.8万円)ですが、2023年4月からは50万円(48.8万円)になる予定です。